

外国人を雇用する企業の人事・実務担当者様へ（全業種対応）

技人国ビザの要件 完全ガイド

入管法に基づく「3つの絶対条件」と
2026年厳格化対策

この資料でわかること

- ・ 技人国の許可要件（在留資格該当性・上陸許可基準・相当性）の全体像
- ・ 単純労働との境界線 — 業種別の該当／非該当ライン
- ・ 大卒と専門卒で審査が変わる理由、報酬審査の落とし穴
- ・ 2026年の審査厳格化で企業が今確認すべきポイント

行政書士法人タッチ（国際業務専門）



なぜ今、技人国の「要件」を確認すべきなのか

審査の厳格化

2026年1月23日の政府決定を受け、入管は技人国の審査を大幅に厳格化。追加書類の要求が増え、これまで通っていた申請でも不許可となるケースが目立っています。

実態との突合

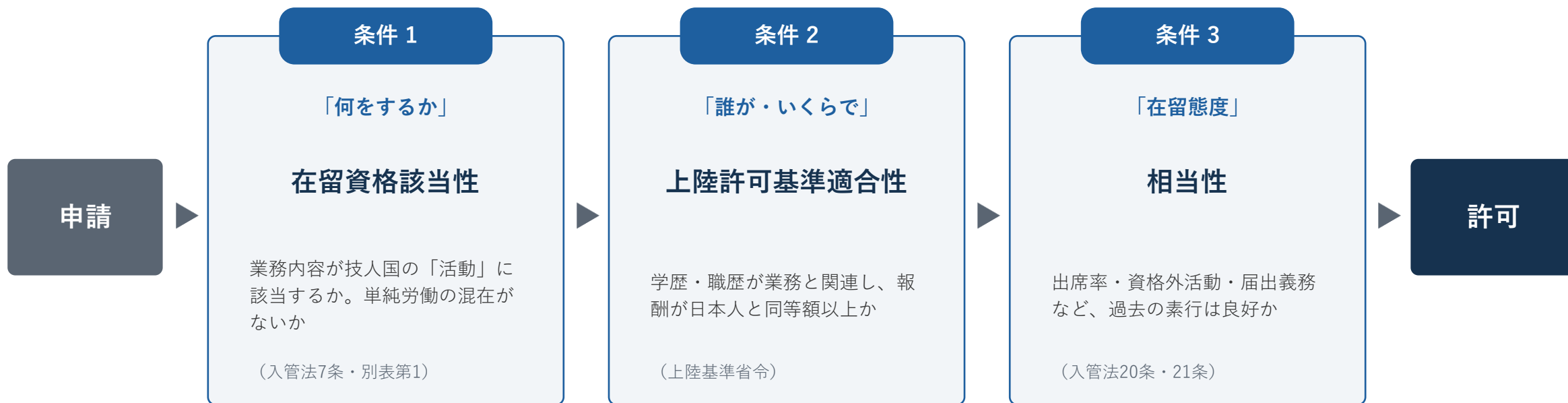
更新時に詳細な業務説明や1日のタイムスケジュールの提出を求められるケースが増え、申請書の記載と就労実態のずれが書面で確認される場面が多くなっています。

企業側の責任強化

2027年4月には不法就労助長罪が厳罰化（5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金、過失でも処罰対象）。要件を知らずに雇用すること自体が経営リスクになります。

要件を正しく理解することは、不許可リスクと不法就労助長罪リスクの両方を断つ、最も基本的で確実な対策です。

技人国の審査は「3つの条件」 — すべて満たして初めて許可



すべての条件に共通する付随要件：入管が保管する過去の情報（EDカード・過去の申請記録）との「矛盾」がないこと。3つの条件を満たしていても、記録の食い違いは申請全体の信ぴょう性を崩します。

条文の定義と、「契約」の範囲

入管法別表第一の二の表（技術・人文知識・国際業務）

「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」

「本邦の公私の機関」に含まれるもの

法人	会社、国・地方公共団体、独立行政法人、公益法人、任意団体 等
外国の機関	本邦に事務所・事業所を有する外国の国・地方政府・外国法人 等
個人	本邦で事務所・事業所を有する個人事業主

契約は雇用契約に限定されず、委任・委託・嘱託等でも、特定の機関との継続的なものであれば認められます。

受入れ企業側の「欠格」に注意

受入れ企業が、技能実習・特定技能制度において「外国人への暴行」「賃金不払」「私生活の不当な制限」等の不正行為を行い欠格事由に該当している場合、「安定的な活動が見込まれない」として、新たな技人国の受入れも原則認められません。

認められる業務は3類型 — 技術・人文知識・国際業務

【技術】

自然科学系の業務

理学・工学・農学・医学・薬学など理系の専門知識・技術を要する業務。

例：システムエンジニア、プログラマー、機械設計者、化学研究員、建築設計士

判断軸：自然科学系の専門知識が業務に実質的に必要か

【人文知識】

人文科学系の業務

法律・経済・社会・文学・語学など文系の知識を要する業務。

例：経営企画、マーケティング、貿易実務、法務・コンプライアンス、会計・財務

判断軸：人文科学系の専門知識が業務に実質的に必要か（知識不要の単純販売等は不該当）

【国際業務】

外国文化に基盤を有する業務

外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務。省令が対象業務を列举。

列举業務：翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝または海外取引業務、服飾・室内装飾のデザイン、商品開発等

判断軸：外国の文化に基盤を有する思考・感受性が業務に必要なか（省令の列举業務に該当するか）

3類型に共通するのは「学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力」が業務に必要であること。この軸で次ページの境界線が引かれます。